

令和6年能登半島地震義援金募集要項

1 募集期間 令和6年1月25日（木）から2月16日（金）まで

2 募金額 1口1万円以上でお願いします。

3 募集要領

(1) 義援金をご応諾いただける場合は、別紙の「令和6年能登半島地震義援金振込連絡票」又は連絡フォームにて、来る2月16日（金）までにご連絡ください。

(2) ご応諾いただいた義援金につきましては、来る2月22日（木）までにお振込みいただくか、当商工会議所窓口までご持参ください。

※ 誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。

(3) 本義援金は当所で取りまとめ、日本商工会議所から復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。

寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

① 税法上の取り扱いについて

(ア) 個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除されません（認められません）。

※根拠法(条項):所得税法施行規則第四十七条の二3の控除対象に含まれない。

(イ) 法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、損金算入限度額を超える金額は損金不算入となります。法人の場合、次の計算式で求められる限度額の範囲内で損金算入が認められています。

※根拠法(条項):法人税法第三十七条第一項

【損金算入限度額の計算式】

$(A \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + B \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = \text{損金算入限度額}$

A: 期末資本金の額等 = 期末の資本金の額 + 資本準備金の額

B: 所得金額 = 法人税申告書別表四 仮計の金額 + 支出寄附金の額 (注)

(注) 所得金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算する。

【例1】 資本金の額等 (A) が1億円、所得金額 (B) が1千万円の会社の場合

$(1 \text{ 億円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1000 + 1 \text{ 千万円} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = 12.5 \text{ 万円}$

【例2】 資本金の額等 (A) が2千万円、所得金額 (B) が1千万 (A) の会社の場合

$(2 \text{ 千万円} \times 12 / 12 \times 2.5 / 1000 + 1 \text{ 千万円} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4 = 7.5 \text{ 万円}$

② 所得控除及び損金算入をご希望の場合

国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。

一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公

共団体（区市町村）への募金をご検討いただけますと幸いです。

(4) 領収書の交付につきましては、原則として義援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせてさせていただきます。

ご希望の場合は、当所から義援金にかかる領収書を交付することも可能ですので、お申し付けください。

義援金を当商工会議所の窓口にご持参いただいた場合は、当商工会議所から領収証を発行させていただきます。

なお、義援金（寄附金）の受け取りは会費と同じく、消費税課税対象外の取引となります。

よって、領収書にインボイス番号や消費税額の記載はいたしません。

※ 義援金を会員企業から振り込んでいただく際、商工会議所側で領収書の発行をしなければ、会員企業のお手元には、商工会議所への送金額のみが記載された銀行振込明細書又は、送金額が印字された預金通帳しか残りません。

損金経理に際して保管が必要な書類について、日本商工会議所が東京国税局に問い合わせたところ、「企業側で、銀行振込明細書のほか、商工会議所が案内した義援金募集文書の2点を保管いただければ、義援金の支出として、一般寄附金で定められる一定限度額までの損金経理は可能」と回答を受けております。

4 振込先口座（いずれかの口座をご利用ください。）

北海道銀行	登別支店	普通預金	0 1 9 5 4 2 3
北洋銀行	登別支店	普通預金	0 0 3 5 4 4 2
室蘭信用金庫	幌別支店	普通預金	5 0 3 4 7 3 0
伊達信用金庫	わしべつ支店	普通預金	0 0 5 3 9 9 0

口座名義人（共通） 登別商工会議所（ノボリベツシヨウコウカイギシヨ）

※ 誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。

■義援金振込連絡フォーム <https://forms.gle/8ZcdYDuFLUWkphcB6>

(本件担当)

登別商工会議所総務課

〒059-0012 登別市中央町5丁目6番地1

登別商工会議所会館

TEL (0143) 85-4111

FAX (0143) 85-4199

E-mail info@noboribetsu.cci.or.jp



※ いずれも同じQRコードです。どちらかをご利用ください。

以上

【FAX送信先:(0143)85-4199】

【Eメール送信先:info@noboribetsu.cci.or.jp】

登別商工会議所事務局 行

申込日:令和6年__月__日

「令和6年能登半島地震義援金」振込連絡票

本義援金の趣旨に賛同し、次のとおり申し込み(振込)します。

1 義援金口数 及び金額	口 円 (1口1万円単位でお願いします。)
2 振込先 金融機関	<input type="checkbox"/> 北海道銀行 <input type="checkbox"/> 北洋銀行 <input type="checkbox"/> 室蘭信用金庫 <input type="checkbox"/> 伊達信用金庫
3 振込予定日	月 日

※ 本義援金にご協力いただいた会員の皆様は、当所の会報「ななかまど」に屋号又は法人等名を掲載して、ご紹介をさせていただきます。(金額は掲載しません。)

4 会報への 掲載	<input type="checkbox"/> 掲載を承諾する <input type="checkbox"/> 掲載を承諾しない
--------------	--

※ 会報「ななかまど」に掲載する場合、屋号又は法人等名以外で掲載したい名称等がある場合は、下記にご記入ください。(例:セブンマート柏木店)

4-2 掲載名称	
5 屋号又は 法人等名	
6 代表者役職 及び御氏名	
7 ご担当者	<input type="checkbox"/> 代表者と同一 <input type="checkbox"/> 代表者と別
7-2 ご担当者の所属及 び役職、氏名	
8 電話番号	() — (内線等)
9 連絡事項等	

※ ご連絡いただいた情報は、義援金の募金の目的以外には使用いたしません。